

1 競争に参加するものに必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和04・05・06年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」A、B、C、D等級の資格を有する者であること。
- (4) 契約担当官等から指名停止の処分を受けている期間中でないこと。
- (5) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官及び陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (7) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (8) 入札書下部余白に「当社（私・個人の場合）、当団体（団体の場合）は、上記公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾の上入札致します。また「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。」と記載のない場合、入札参加者として認めない。

2 公告の提示場所：西部方面隊ホームページ（<http://www.mod.go.jp/gsdf/wae>）陸上自衛隊与那国駐屯地、陸上自衛隊那覇駐屯地、与那国町商工会、石垣市商工会、那覇商工会議所

3 契約条項及び入札等参加者心得を示す場所：陸上自衛隊与那国駐屯地第442会計隊、西部方面隊ホームページ

4 説明会及び競争入札執行の場所及び日時

- (1) 説明会：実施しない
- (2) 入札場所：陸上自衛隊与那国駐屯地第442会計隊入札室
- (3) 日時：令和4年7月26日（火） 13時30分

5 落札決定方法

- (1) 総品目総額（税抜価格）が当隊所定の予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 同価の場合については、抽選により決定する。

6 保証金に関する事項

- (1) 入札保証金：免除とする。ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金：免除とする。ただし、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

7 入札の無効

- (1) 指定の時間に遅れた入札
- (2) 不当に価格をせり上げ又はせり下げる目的をもって談合をなした者の入札
- (3) 他人の入札参加を妨害した入札
- (4) 入札金額を訂正してある入札及び入札書の記載事項及び押印が不明瞭なもの

- (5) 入札者が誰であるか識別しがたい入札
- (6) 署名又は記名押印のない入札
- (7) 電信、電話・FAXによる入札
- (8) 暴力団排除に関する誓約がないものの入札
- (9) 第1項に示す競争入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札

## 8 契約書の作成

落札者は、契約担当官等から交付された契約書案に記名押印し、落札決定の翌日から起算して7日以内（（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に規定する行政機関の休日を含まない。）に、これを契約担当官等に提出しなければならない。なお、契約担当官等の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。また、落札者がこの契約書案を提出しないときは、契約を結ばない落札者として、落札価格の100分の5に相当する金額の損害賠償を請求する。加えて、競争契約の参加対象等について制限を行うことがある。

## 9 その他

- (1) 郵便による入札の場合は、件名を記入した小封筒に入札書を入れて封印をし、その小封筒と資格審査結果通知書（写）を「軽油 特1号（課税）（バルク） 入札書 在中」と記載した封筒に入れて、書留郵便（簡易書留可）にて7月25日（月）17時00分までに第442会計隊契約班に必着させること。この際、下記担当者に電話にて到達の確認を行うこと。
- (2) 入札に関する委任を受けた者は、入札前に委任状を提出すること。
- (3) 入札における消費税の取り扱い  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 初度入札に郵便が含まれていない場合は、再度入札を直ちに行う。郵便が含まれている場合の再度入札は別途連絡する。
- (5) 入札参加希望者は、入札前日までに下記まで資格審査結果通知書（写）をFAXすること。

## 10 入札及び契約事項に関する問い合わせ先

〒907-1801

沖縄県八重山郡与那国町字与那国3765-1 陸上自衛隊与那国駐屯地

TEL 0980-87-3771

第442会計隊 契約班 担当 野口 （内線）347 FAX 0980-87-3779